様式第２号（第４条関係）

|  |
| --- |
| 浄化槽施設設置決定通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様出雲市長　　　　　　　　　　印　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった浄化槽施設の設置について、出雲市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例第４条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。記 |
| 　 | 決定の内容 | 承認する　　・　　承認しない | 　 |
| 承認しないときはその理由 | 　 |
| 浄化槽施設の設置場所 | 　出雲市　　　　　　町 |
| 浄化槽の人槽算定 | 人槽 |
| 設置工事の時期 | 年　　　月 |
| その他必要な事項 | 　 |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |